

明治安田生命友和会規約

1. 総則

(名称)

第1条 この会は、明治安田生命友和会と称します。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を図るとともに、会員と明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」といいます。）との関係を緊密に保ち、明治安田生命の繁栄に寄与することを目的とします。

② この会は、前項の目的を達成するために、次のことを行います。

1. 総会の開催
2. 各種親睦会の開催
3. 会誌およびニュースの発行
4. その他必要な事項

2. 会員

(会員の範囲)

第3条 この会の会員は、次のいずれかに該当する者としてします。

1. この規約の施行日の前日において、明治安田生命明和会または明治安田生命社友会の会員であった者
2. 明治安田生命（その前身の旧明治生命保険相互会社および旧安田生命保険相互会社を含みます。以下同じ。）を勤続20年以上で定年退職（みなし定年退職を含みます。）した職員で、この会への入会を申し込んだ者
3. 明治安田生命を退任した常勤役員で、この会への入会を申し込んだ者
4. 前2号に準ずる者として、幹事会が入会を承認した者

(退会)

第4条 会員が次のいずれかに該当するときは、この会を退会します。

1. 会員が死亡したとき
2. 会員が退会を申し出たとき
3. 会員が通常会費を1年以上支払わないとき
4. この会または明治安田生命の名誉を毀損するなど、会員としてふさわしくないと幹事会が認めたとき

3. 総会

(総会)

第5条 定時総会は、毎会計年度の終了後2か月以内に開催します。

② 臨時総会は、幹事会が必要と認めたときに開催します。

(議長)

第6条 総会の議長は、代表幹事がこれにあたります。

4. 役員

(員数)

第7条 この会に、幹事20名以内、会計監事2名以内をおきます。

(選任)

第8条 幹事および会計監事は、会員の中から、総会において選任します。

(任期)

第9条 幹事および会計監事の任期は2年とします。

- ② 補欠または増員のため選任された幹事または会計監事の任期は、他の在任幹事または在任会計監事の任期にあわせて満了します。
- ③ 幹事および会計監事は重任することができますが、満75歳の誕生日をこえて選任することはできません。

(代表幹事、副代表幹事および常勤幹事)

第10条 代表幹事は、幹事の中から、幹事会において選任します。代表幹事は、この会を代表し、会務を統轄します。

- ② 幹事の中から、副代表幹事を、幹事会において選任することができます。副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、その職務を代行します。
- ③ 幹事の中から、若干名の常勤幹事を、幹事会において選任することができます。常勤幹事は日常的な会務の遂行にあたります。

5. 幹事会

(構成)

第11条 幹事会は、幹事全員でこれを構成し、この会の会務の遂行を決定します。

(議長)

第12条 幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたります。

6. 組織および運営

(本部)

第13条 この会の本部は、東京都におきます。

(地方支部)

第14条 この会は、必要に応じて、地方に支部をおくことができます。

(事務局)

第15条 この会の事務局は、明治安田生命本社内におきます。

- ② 前項のほか、明治安田生命の指定する場所に、事務局をおくことができます。

(委員会)

第16条 この会の運営を円滑に遂行するため、必要な委員会を設けることができます。

- ② 委員会は、幹事会からの諮問事項について検討を加え、幹事会に答申します。
- ③ 委員長は、幹事の中から、幹事会が任命します。委員は、会員の中から、委員長が委嘱します。

(慶弔)

第17条 会員が傘寿、卒寿または白寿に達したときは、祝品を贈呈し、祝意を表します。

- ② 会員が死亡したときは、香典または供花を供え、弔意を表します。

7. 会計

(運営経費および会費)

第18条 この会の運営経費は、通常会費、臨時会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてます。

- ② 通常会費の金額は、総会において定めます。
- ③ 臨時会費の徴収は、必要が生ずるつど、幹事会において定めます。
- ④ この規約の施行日の前日において、明治安田生命明和会または明治安田生命社友会の通常会費を免除されていた会員については、この会の通常会費を免除します。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

8. 付則

(分会の設置)

第20条 この会に、明和会分会および社友会分会を設けることができます。

② この会の発足に伴い、この規約の施行日の前日における明治安田生命明和会は、この会の明和会分会となります。明治安田生命社友会も同様に、この会の社友会分会となります。

(総会に代わる機関)

第21条 削除

(会員総代会の構成)

第22条 削除

(規約の変更)

第23条 この規約は、総会における承認により、変更することができます。

(施行)

第24条 この規約は、平成19年4月1日より施行します。

平成19年4月26日 制定

平成21年4月20日 改正